



# 建設残土処理協議会の設置について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物  
通知日：平成2年3月29日

発管第243号  
平成2年3月29日  
改正（発管第127号）  
（平成2年8月8日）

各土木事務所長殿

土木部長

## 建設残土処理協議会の設置について（通知）

建設残土の処理については、工務課長会議において、処理要項等を示してきたところですが、今後、各土木事務所毎に建設残土処理協議会（以下「協議会」という。）を設置し、安全かつ計画的な処理を図ってください。  
なお、協議会の設置に当たっては、別添のとおり標準要綱を作成しましたのでこれによってください。  
また、処理場設置に当たっての取り扱いとしては、別添「建設残土処理場設置における注意事項」を参考にしてください。  
さらに、関係機関及び団体等には、別添写しのとおり協力を依頼しました。

### 建設残土処理協議会要綱

#### （目的）

第1条 この建設残土処理協議会（以下「協議会」という。）は、公共工事の施工により発生する建設残土を関係機関等の情報交換により、安全かつ計画的に利用及び処理するとともに、その処理した土地の有効利用を図る対策を協議するため設置するものとし、公共事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

#### （協議）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。  
（1）建設残土の需要と供給に係る情報交換に関すること。  
（2）建設残土の処理に適する土地（以下「処理場」という。）の調査選定及び確保に関すること。  
（3）処理場の管理運営に関すること。  
（4）残土を処理した土地の管理及び利用に関すること。  
（5）前4号に掲げるもののほか、建設残土の処理について必要と認められる事項に関すること。

#### （構成）

第3条 協議会は、土木事務所の所管区域内で公共事業を実施する別記に掲げる機関又は団体等で構成する。

#### （組織）

第4条 協議会は、別記に掲げる機関又はその指名する者をもって組織する。

#### （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、土木事務所長（以下「所長」という。）が、これを召集する。  
2 会議の議長は、所長をもってあてる。

#### （幹事会）

第6条 会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別記に掲げる機関又は団体等の長が指名する者をもって組織する。  
3 幹事会の運営に関し必要な事項は、所長が会議に諮って定める。

#### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、土木事務所において処理する。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成年月日から施行する。

#### 別 記

建設省 工事事務所  
地方農林振興局  
土木事務所  
港湾事務所  
港湾管理組合  
企業局 事務所  
各市町村  
建設業協会